

令和 8 年度企業 BCP/BCM 伴走型支援業務仕様書

1 事業目的

大規模災害の発生時において、企業はサプライチェーンの断絶や販路縮小、従業員の出勤困難に伴う労働力の欠乏等、製品・サービスの供給に係る様々な課題に直面するため、事業継続計画 (BCP=Business Continuity Plan) の策定及び事業継続マネジメント (BCM=Business Continuity Management) の実践がきわめて重要になる。しかし、本県の BCP 策定率は 15.8% (全国 20.4%、R7.5 帝国データバンク調査) に止まり、特に中小企業・小規模企業者では「スキル・ノウハウがない」・「策定する人員・時間を確保できない」といった理由から策定が進んでおらず、BCP 策定へ繋がる場と情報の提供が求められている。

そのため、①BCP の策定、②BCM の確立・実践を基本方針とし、また、小規模企業者も参加しやすいよう配慮のうえ、伴走型支援を行い、災害時にもしなやかに立ち直る企業のレジリエンスを強化させる。

2 業務内容

以下の(1)～(7)を踏まえ、県内企業へ BCP 策定から BCM 実践に至るまで伴走型で研修の実施や助言等の支援を行うとともに、平日や対面での参加が困難である企業のニーズに合わせた土日宿泊型研修やオンライン配信も含んだ内容、BCP 策定が困難である小規模企業を対象とした研修を実施する内容を提案すること。

また、台風等の自然災害を鑑み、必要に応じて現地開催分 (以下の(3)及び(5)を除く) をオンライン対応に切り替えて行える体制も提案すること。

(1) BCP・BCM 支援セミナー

- (a) 概ね 5 回のオンライン配信により開催し、参加目標数は計 300 名とする。
- (b) 専門家の講演等で、BCP・BCM の重要性と必要性を理解させるとともに、危機管理体制の構築が取引先やサービス利用者の信頼や投資家の評価等、経営に直結することも認識させる。
- (c) 重点テーマとして「事業継続の必要性」「BCP/BCM の基礎知識」「BCP 策定プロセス」「BCP 発動事例」等を取り上げ、2 時間程度の内容とする。
- (d) 受講者へは、以下の(2)の講座、小規模企業者等の BCP 策定に困難を抱える受講者へは以下の(4)の講座への受講を促す。

(2) 1 日型 BCP 策定講座

- (a) 神戸、阪神南、阪神北、中播磨地区での 6 回程度の対面実施及び 4 回程度のオンライン配信により、概ね 10 回の開催で構成し、参加目標数は計 150 名とする。
- (b) 1 日完結型で、BCP 策定までのプロセスを実践し、講座に参加することで BCP の策定に繋がる内容とする。
- (c) 重点テーマとして「事業影響度の分析」「リスクの評価」「事業継続戦略」「事業継続計画書の策定及び記録様式の作成」等を取り上げ、7～8 時間程度の内容とする。事業継続計画書の策定には、新型インフルエンザ等感染症対策・情報セキュリティ対策を取り入れること。
- (d) 講座受講後、持ち帰った BCP を完成させるにあたり、メールによるサポートを提供する（講座受講後適宜）。

(3) BCP・BCM 実践講座

- (a) 神戸、阪神南、中播磨での対面実施により午前・午後の部に分けて実施する。午前の部を(b)、午後の部を(c)または(d)で構成した内容で概ね 6 回程度開催し、参加目標数は計 100 名とする。
- (b) 策定済 BCP の有効性を検証するため、災害発生シナリオに基づく机上演習（発表・講評を含む）を開催し、3 時間程度の内容とする。
- (c) 社内での BCP の理解浸透や適切な運用を図る社内研修支援セミナーを提供し、従業員携行用ハンドブックの作成方法や平時の BCP 事務局運営の方法の解説、運営に役立つツールの紹介などを行い、2 時間程度の内容とする。
- (d) 受講者が策定した自社 BCP を持ち寄ったうえで、記載内容を確認しながら内容の妥当性や見直しのチェックポイント等を Q&A 方式で解説・個別での質疑を行い、2 時間程度の内容とする。
- (e) 参加要件は、原則として「BCP を既に作成しており、兵庫県の BCP・BCM 支援セミナー・1 日型または半日型講座のいずれかを受講していること」こととする。

(4) 半日型 BCP 策定講座

- (a) 概ね 3 回のオンライン配信により開催し、参加目標数は計 45 名とする。
- (b) 小規模企業者等を対象とし、半日完結型で、防災計画かつ BCP の一部要素に加え、新型インフルエンザ等感染症対策及び重要（優先）業務の抽出の重点内容のみを盛り込んだ、事業継続力強化計画に対応できる計画を策定できる内容とする。
- (c) 重点テーマとして「ハザードマップ等のリスク分析」「必要な事前対策」「初動対応体制と行動プロセス」を含み、3 時間程度の内容とする。

(d) 講座受講後、上記(2)の1日型BCP策定講座への受講を促す。

(5) 土日宿泊型 BCP・BCM 策定・実践講座

- (a) 兵庫県広域防災センター敷地内に設置する研修施設を活用し、1泊2日の宿泊研修により、上記(1)～(3)で示した内容をまとめて受講できるようにする。
- (b) 開催は年1回とし、参加目標数は計20名とする。開催時期については研修施設のスケジュール等を勘案しながら受託者決定後に調整する。
- (c) 兵庫県広域防災センターとの連携による訓練等、防災・事業継続に資する体験学習を盛り込む。
- (d) 宿泊を伴う研修に参加した特典として、上記(1)～(3)の内容に加え、発展性を持つ演習等(実動演習等を含む)を提供する。
- (e) 業種を越えた企業間の交流を促す。BCP/BCMの先進的な取組を行う企業の担当者等を招き、ディスカッションを通じて事業継続に向けたマインドを高める。

(6) 業種特化型講座

- (a) オンライン配信により2回程度開催し、参加目標数は計50名とする。
- (b) 講座内容は、最近の社会情勢や民間企業の経営状況を踏まえ、BCPの策定が特に重要と思われる業種(分野)を特定した講座を2時間程度で提案すること。
- (c) 受講者へは、上記(2)や(4)の講座への受講を促すこと。

(7) BCP普及啓発(動画)作成

BCPを策定するスキルやノウハウがない、BCPを策定する必要性を感じていない事業者向けに、BCPの必要性と策定のメリットを分かりやすく解説する動画を作成し、県HP等に掲載することで、BCPを策定する意義や必要性に対する認知度を向上させるとともに、事業者のBCP策定における危機意識を高めることで、(1)～(6)のプログラムへの参加を促進させる。(5～10分程度)

3 業務体制

配置する総括責任者(1名)・担当者(1名以上)を合わせて、下記①～⑦の全てをカバーできるようにすること。

- ①リスクマネジメント及びクライシスマネジメントに精通していること
- ②地震災害だけでなく、気象災害や感染症対策にも精通していること
- ③国際標準規格であるISO22301/22313に基づく取組を提案できること
- ④国際標準規格であるISO22301の審査員資格(審査員補以上)を有すること

- ⑤国際的な BCM 普及啓発団体である BCI（The Business Continuity Institute）が認定するプロフェッショナルメンバー（AMBCI 以上）であること
- ⑥国際的な災害復旧啓発団体である DRI（Disaster Recovery Institute）が認定するプロフェッショナル資格（CBCP 以上）を有すること
- ⑦上場企業、中小・零細企業、医療機関や介護事業所だけでなく、官公庁・自治体等の公的機関に対しても BCP/BCM に関するコンサルティング経験があること

4 その他

- (1) 本業務により新たに得られた成果は、原則として県に帰属する。また、受託者は本業務において創作した著作物に関して著作権者人格権を行使しない。
- (2) 受託者が従前より権利を有する著作物のうち、本業務で利用した著作物については県が利用することを妨げない。ただし、次年度以降本業務が継続する場合は次年度以降の受託者は当該著作物を利用できない。
- (3) 第三者の著作物を本業務で利用する場合は、受託者の責任により利用する。
- (4) 本業務で使用する会場の確保及び土日宿泊型コースにおける兵庫県広域防災センター施設利用費（宿泊費及び食事代）の徴収は、県が行う。
- (5) 本業務の県内企業への周知活動は、県及び受託者が行う。
- (6) 受託者は、本業務の実施のために必要な受託者が従前より有する著作権あるいは第三者の著作権について、当該著作権の利用にあたり支障のないよう適切な措置を講じなければならない。また、何らかの著作権に係る問題等が生じた場合は受託者の責任により対処する。
- (7) 本業務の全部又は主体的部分（総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分）を一括して第三者に委任し、又は請け負わせること（以下「再委託」という。）はできない。また、本業務の一部を再委託してはならないが、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名及び再委託を行う業務の範囲等を記載した再委託の必要性がわかる書面を県に提出し、県の書面による承認を得た場合は、県が承認した範囲の業務を第三者に再委託することができる。なお、再委託をする場合は、再委託した業務に伴う承認を得た第三者の行為について、受注者は県に対し全ての責任を負うものとする。
- (8) 受託者は、上記業務内容に係る成果物（セミナーや策定講座等における配布資料等のデータ等）を提出するとともに、令和 9 年 4 月 16 日までに、業務完了報告書（様式 1）により、兵庫県危機管理部防災支援課長へ実績報告を行う。
- (9) 受託者は、この仕様書に定めるもののほか、受託業務を行う上で疑義が生じた場合は、その都度県と協議することとする。

(様式1)

令和9年 月 日

兵庫県知事 様

団体名 _____

代表者名 _____

電話番号 _____

電子メール _____

令和8年度企業BCP/BCM伴走型支援業務実績・精算報告書

令和8年 月 日付をもって委託契約を締結した標記事業の実績・精算について、下記のとおり報告します。

記

事業区分	契約額	支出済額	支出済額の内訳
1 通常型コース (BCP支援セミナー、 BCP策定講座、BCP ・BCM実践講座)			
2 土日宿泊型 コース			
3 半日型コース			
4 業種 特化型講座			
合計			

※必要に応じて参考資料等を添付すること